

土地に自立する倉庫のうち、

- ・高さが1.4m以下
又は
- ・奥行きが1m以下

の小規模な倉庫については、建築物に該当しません。

ただし、上記サイズであっても、人が内部に出入りするものについては建築物に該当します。

小規模な倉庫を複数設置する場合は、別途ご相談ください。